



中小企業融資制度のご案内

— 新エネルギー設備等資金 —

責任共有制度：対象

対象：中小企業の経営者で、次の要件を全て満たしている方。

- ① 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営していること。
- ② 市県民税または法人市民税を納税していること。(非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。)
- ③ 許認可を要する業種の場合は、その業種にかかる許認可を受けていること。
- ④ 信用保証協会の保証対象業種であること。
- ⑤ 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む)が無いこと。
- ⑥ 制度利用申込前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- ⑦ 環境負荷低減を図るものとして市長が認めた施設であること。
(融資申し込み前に市の認定が必要、対象は次紙別表参照)

資金用途：別表に定める設備導入等に必要な資金

融資限度額：1事業者につき1,000万円

融資期間：10年以内(据置期間1年以内・融資期間を含む。)

貸付金利：固定年1.80%以内

返済方法：元金均等月賦返済

信用保証料：信用保証協会の定めるところによる。(年0.45%~1.90%)

信用保証料の補給：有(信用保証協会が算出した信用保証料の1/2を熊本市が負担します。)

連帯保証人：法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。ただし、信用保証協会が特に必要とする場合を除く。

相談窓口：

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター (TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412)
- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

受付窓口：

- ・取扱金融機関 ・熊本商工会議所 ・市内各商工会

取扱金融機関：

- ・肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫
- ・九州幸銀信用組合・熊本県信用組合・商工組合中央金庫

—信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。—

< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >

別表(第4条関係)		
種類	融資対象及び要件	
① 新エネルギー 導入資金 設備	(1) 太陽光発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に基づき太陽光発電システムとして設備認定を受けているもの
	(2) バイオマス熱利用システム	木質ペレットなどのバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られた熱を空調などに利用するもの
	(3) 太陽熱利用システム	日本工業規格に準拠又は一般社団法人ソーラーシステム振興協会により認証を受けているもの
	(4) 地中熱利用システム	地中から得られた熱を空調等に利用するもの
	(5) 風力発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に基づき風力発電システムとして設備認定を受けているもの
	(6) 水力発電システム	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に基づき水力発電システムとして設備認定を受けているもの
	(7) その他、新エネルギーシステムとして市長が認めるもの。	
② 省エネルギー 導入資金 設備	(1) コージェネレーションシステム	日本工業規格に準拠しているもの
	(2) 燃料電池システム	日本工業規格に準拠しており、財団法人日本ガス機器検査協会や財団法人電気安全環境研究所などの認証機関より認証を受けているもの
	(3) 高効率空調システム	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第78条で定められた基準(以下トップランナー基準という)を満たすもの
	(4) 高効率給湯システム	トップランナー基準を満たすもの
	(5) 高効率照明システム	トップランナー基準を満たすもの
	(6) EMS (エネルギー管理システム)	計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成されているもの
	(7) 蓄電システム	日本工業規格又は一般社団法人電池工業規格に準拠しているもの
	(8) 断熱システム	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条で定められた外皮の熱性能の基準を満たすもの
	(9) その他、省エネルギーシステムとして市長が認めるもの。	
③ 次世代自動車 導入資金 設備	(1) 電気自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに電気自動車として掲載されているもの
	(2) 天然ガス自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに天然ガス自動車として掲載されているもの
	(3) プラグインハイブリッド自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックにプラグインハイブリッド自動車として掲載されているもの
	(4) クリーンディーゼル自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックにクリーンディーゼル自動車として掲載されているもの
	(5) 燃料電池自動車	環境省、経済産業省、国土交通省が発行する次世代自動車ガイドブックに燃料電池自動車として掲載されているもの
	(6) 電気自動車用充電システム	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に電気を充電するもの
	(7) 燃料電池自動車用 水素供給システム	燃料電池自動車に水素を供給するもの

* 上記別表の設備等については、融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。(内容により即日交付する場合があります。)

(様式新エネルギー)

熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 宛

<申請者>

住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

印

営業所在地

私は、要綱に規定された新エネルギー設備等を導入（設置）しますので、熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資の融資対象者の認定を申請します。

記

- 1 導入（設置）場所
- 2 新エネルギー設備等の内容、効果及び費用
- 3 添付書類
仕様書、見積書、図面、カタログ、効果の分かる資料
- 4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号

年 月 日

上記申請者は、熊本市新エネルギー設備等資金融資の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

注意事項：有効期限は認定日より 30 日です

—あらかじめご了承ください—

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。